

北海道告示第 10211号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和4年2月18日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

北海道庁本庁舎等自家用電気施設保守点検業務 一式

(2) 契約の目的の仕様等

北海道庁本庁舎等自家用電気施設保守点検業務処理要領による。

(3) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除できる旨の特約を付している。

(4) 履行場所

- ア 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎）
- イ 札幌市中央区北2条西6丁目（議会庁舎）
- ウ 札幌市中央区北3条西7丁目（別館庁舎）
- エ 札幌市中央区北3条西7丁目（別館西棟庁舎）
- オ 札幌市中央区北3条西7丁目（緑苑ビル庁舎）
- カ 札幌市中央区北1条西15丁目（構外庁舎(知事公館)）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち電気工事の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 北海道内に本店を有し、かつ札幌市内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 業務処理責任者として第一種、第二種又は第三種電気主任技術者のいずれかの資格を有し、実務経験が15年以上の職員を1名以上配置できる者であること。
- (6) 業務担当技術者として電気工事士（第一種又は第二種）を配置できる者であること。
- (7) 消防法に基づく誘導灯、誘導標識の点検を実施するため、次のいずれかの資格を有する職員を1名以上配置できる者であること。
 - ア 甲種第四類、乙種第四類又は乙種第七類の消防設備士のうち、電気工事士若しくは電気主任技術者免除の資格を有する者。
 - イ 第2種消防点検資格者を有する者。
- (8) 過去2年間（資格審査の申請をする日の直近2年間）に、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約の業務を、誠実に履行した者であること。ただし、道から競争入札への参加の排除又は指名停止の決定通知を受けた者のうち、過去2年間の期間と参加の排除又は指名停止の期間が重複する者については、当該参加の排除又は指名停止の期間が経過後に1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約の業務を、誠実に履行した者に限る。

3 資格要件の特例

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(5)から(7)までに掲げる自己資本額、従業員数等の資格要件にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。
- (2) 中小企業組合等が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(8)

に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあつては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の（4）から（8）までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年2月18日（金）から3月2日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課庁舎維持係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課庁舎維持係

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階 共用会議室
（送付による場合は、〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁本庁舎 総務部総務課）

(2) 入札日時 令和4年3月15日（火）午後1時30分
（送付による場合は、同年3月14日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 郵送等による入札の可否

認める。

10 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 低入札価格調査の基準価格
設定していない。
- (3) 最低制限価格
設定していない。
- (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (5) 契約に関する事務を担当する組織
 - ア 名 称 北海道総務部総務課庁舎維持係
 - イ 所在地 〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階
 - ウ 電話番号 011-204-5120（直通）
- (6) 前払金
前金払はしない。
- (7) 概算払
概算払はしない。
- (8) 部分払
部分払はしない。
- (9) 郵便等による入札における再度入札
郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。
- (10) 入札の執行
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (11) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (12) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (13) 債権譲渡の承諾
契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
- (14) その他
この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。